

情報公開条例に基づく公開請求をされる方へ

情報公開条例に基づく公開請求をされる方は、下記の記載事項をご確認いただき、公開請求に係る必要書類について持参又は郵送によりご提出をお願いします。

1. 公開請求ができる方

情報公開条例に基づく公開請求はどなたでも行えます。

2. 非公開情報

法令の規定により公開できないとされている情報や個人のプライバシーに関わる情報など、情報公開条例第6条の各号に該当する情報については非公開情報として公開することができません。なお、情報公開条例に基づく公開請求については請求時等に本人確認を行わないため、請求者本人の情報であっても個人情報とは公開することができませんので、自己の個人情報を含む情報の開示を希望する場合は、個人情報保護条例に基づく開示請求を行ってください。

3. 公開請求に必要な書類

公文書公開請求書

4. 必要書類の提出先 ※郵送による提出も可能です。

〒371-0854

群馬県前橋市大渡町一丁目10番地7 群馬県公社総合ビル6階

群馬県後期高齢者医療広域連合事務局

5. 費用負担

- (1) 閲覧による公開では、費用はかかりません。
- (2) 写しの交付を希望する場合は、写しの作成に要する費用（A4用紙1面あたり10円）が必要です。
- (3) 郵送による写しの交付を希望する場合は、写しの作成に要する費用に加えて送付に要する費用（レターパックライト代）も必要です。
- (4) 費用が発生する公開については、費用の入金の確認を行ったうえで行いますので、公開請求のあった日から実際に公開されるまで約1か月を要します。